

福島県スキー連盟公認

認定スキー・スノーボード指導員規程・検定規程

(2016.12.4 理事会承認、制定)

(趣 旨)

第1条 福島県スキー連盟教育本部規程に基づき、認定スキー指導員及びスノーボード指導員（以下、認定指導員という。）について必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 認定指導員は、公認スキー学校の非常勤講師として指導活動に当たることができる。
指導の対象は、初歩レベルのスキーヤー、スノーボーダーとし、導入技術、基本技術の指導を行う。又地域・クラブ等の行事にボランティア指導者として積極的に参加するものとする。

(認定指導員講習検定会の実施)

第3条 認定指導員講習検定会（以下「検定会」という。）は、本連盟学校部の主管において各スキー学校が講習検定方式により実施する。

(義 務)

第4条 認定指導員は、その任務を完遂する為、A 公認校が主催する認定指導員研修会または本連盟普及部が主催する研修会に原則として2年に1回（隔年）参加し、修了しなければならない。

(公 示)

第5条 検定会の実施要項は、検定会を開催するスキー学校がそれぞれ公示する。

(検定員)

第6条 認定指導員検定会は、資格を有する検定員3名が担当する。合否は学校長の責任において最終判定し、本連盟が公認する。

(実施回数)

第7条 検定会は、同一年度内において必要な時期に複数回実施できるものとする。

2 受検者は、同一年度内に複数回受検できるものとする。

(実施要領及び検定基準)

第8条 認定指導員検定会の実施要領及び検定基準は、次の各号に掲げるとおり定める。

(1) 講習検定は、合計8時間とし、すべて集合講習とする。

(2) 講習検定は、次のカリキュラムに準じて実施する。

① 実技内容、6時間以上

導入技術の取り扱い、平地での移動技術、傾斜地での移動技術（登り方、滑降、制動技術、制動の回転技術、楽しむためのターンの組み立てによる回転技術）

② 理論内容、2時間

技術理論、スキー・スノーボード指導の安全管理、指導方法論

(3) 講習検定の評価

① 実技の評価は、「できる」、「できない」で合否を判定する

② 理論の評価は、講習内検定を評価し、60%以上をもって合格とする。

(4) 実技及び理論ともに合格した者を認定スキー・スノーボード指導員に認定する。

(受検資格)

第9条 受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

- (1) 受検する年の4月1日現在、18歳以上の者
- (2) 原則として、受検日までに級別テスト2級以上を取得しており、本連盟公認スキークラブに加入している者

(受検手続)

第10条 受検する者は、別に定める受検願書を検定料と共に受検するスキー学校へ提出しなければならない。

(合格者の手続)

第11条 合格者は、公認料・登録料金一覧表に定める公認料及び年次登録料等を認定時に納入し、受検したスキー学校から公認証の交付を受けるものとする。

(結果の報告)

第12条 実施スキー学校長は、検定会実施後2週間以内に、検定実施内容を別に定める検定願書兼認定申請書をもって本連盟会長へ報告するとともに公認料・登録料を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

補 足

※ その他、認定スキー・スノーボード指導員の義務、資格の停止、解除、喪失、登録料の納期の規程は(公財)全日本スキー連盟公認指導者規程に準ずる。

本規程の成立をもって平成23年11月1日制定「福島県スキー連盟認定スキー指導員規程(暫定版)」は廃止する。

認定スキー・スノーボード指導員検定諸費用

受検料：各スキー学校で定める

合格者手続き費用：

SAF 年次登録料	¥ 3. 0 0 0	(既に当該年度の SAJ 会員=SAF 年次登録者は不要)
公認料	¥ 5 0 0	